

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_9
ー生命保険や個人年金保険の税金①ー

2024.8.15

小川FP・行政書士事務所
あいちライフサイクルマナー
小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

生命保険と個人年金保険の税金①

母さん、うちには結構、保険契約あったよな。



生命保険でしょ、私も入っている個人年金保険、医療保険くらいかな。介護保険は入っていないわね。

まあ、一般的かな。僕も自分で個人年金保険入っているけどね。



たくさんの保険に入っていますね。保険には3人の登場人物がいます。ご存知ですか。



契約者でしょ、被保険者でしょ、そして一番大事な受取人ですよ、先生。



はい、そのとおりです。よくご存知ですね。でもこの3者の関係で税金関係が異なることはご存知ですか。



生命保険と個人年金保険の税金①

そんなこと、私も知らないな。保険なのに税金がかかるのですか。



はい、かかります。生命保険でご主人が契約者かつ被保険者、受取人が奥様の場合、奥様に相続税がかかります。これがもっとも典型的な契約ですね。

生命保険金に相続税がかかるのですか。知らなかった。生命保険金って受取人が全部受け取るのですよね。



はい、受取人の固有財産ですが、相続税計算上は「みなし相続財産」になります。でも500万円*法定相続人まで非課税になります。

そうなんですね。じゃあ、お父さんに万一が起きてしまったら他の財産と合わせて相続税の計算と対策をしなければいけないのですね。



はいそうです。その他にも所得税や贈与税になる場合もあります。資料で説明していきますね。ちょっと難しいかもしれませんが。特に贈与税は思わぬ課税がされてしまうので注意して下さい。

本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 生命保険や個人年金保険、収入保障保険は、契約者（＝保険料負担者）、被保険者（＝保険の対象になる人）、受取人（＝保険金を受け取る人）の関係で税金の扱いが異なるので注意が必要です。
- ✓ 典型的なのが、夫が自分を被保険者として妻を受取人にする契約は夫の死亡で生命保険金が支払われるので相続税の対象です。尚、相続税の計算上、500万円＊法定相続人分の非課税枠があります。
- ✓ 贈与税や所得税の対象になる場合があります。特に個人年金保険で夫が契約者かつ被保険者、妻が受取人の場合は贈与税課税となりせっかくの贈与に大きな税金がかかるリスクがあります。

契約者、被保険者、受取人で税務上の扱いが代わってきます。

死亡保険金

契約者 ＝保険料 支払者	被保険者	受取人	税金の種類	理由	課税額の計算式等
夫	夫	妻	相続税	死亡により夫負担で 保険金を受けるため	保険金額－500万円＊法定相続人 (生命保険の非課税)
夫	妻	夫	所得税 住民税	夫が自分の負担で保 険金を受け取るため	(保険金額－払込保険料-50万円) ＊1/2 一時所得の総合課税
夫	妻	子	贈与税	夫が被保険者でなく 子が夫の負担で保険 金を受けるため	保険額-110万円（基礎控除） 子が18歳以上：特例贈与 子が18歳未満：一般贈与

・ 保険法で保険金請求の時効は、**支払事由（被保険者の死亡）から3年**と定められています。
必要書類が揃えば請求可能なこともあるので、保険会社に確認する必要があります。

生命保険の税金

契約者、被保険者、受取人で税務上の扱いが代わってきます。

満期保険金＝被保険者は健在

契約者 ＝保険料 支払者	被保険者	受取人	税金の種類	理由	課税額の計算式等
夫	夫or妻	夫	所得税・住民税 or 源泉分類課税	夫が自分の負担で保険金を受け取るため	保険金額－払込保険料-50万円) *1/2の一時所得の総合課税 or (保険金額－払込保険料) * 20.315%の源泉分離課税
夫	夫or妻	妻	贈与税	妻が夫の負担で保険金を受けるため	保険金額-110万円（基礎控除）
夫	夫or妻	子	贈与税	子が夫の負担で保険金を受けるため	保険金額-110万円（基礎控除）

契約者、被保険者、受取人で税務上の扱いが代わってきます。

個人年金保険

契約者 ＝保険料 支払者	被保険者	受取人	税金の種類	理由	課税額の計算式等
夫	夫or妻	夫	所得税 住民税	夫が自分の負担で保 険金を受け取るため	総収入金額－必要経費 の雑所得（公的年金等控除額 あり）の総合課税
夫	夫or妻	妻	贈与税 (1年目) 所得税 住民税 (2年目以降)	妻が夫の負担で保 険金を受けるため、年 金受給権に贈与税 毎年の年金受取に 所得税、住民税	年金受給権評価額 1)解約返戻金 2)一時金額 3)予定利率を元に算出した金額 のうち、最も高い金額 年金受給権評価額－110万円 総収入金額－必要経費 の雑所得（公的年金等控除額 あり）の総合課税

収入保証保険の税金

契約者、被保険者、受取人で税務上の扱いが代わってきます。

収入保障保険

契約者 ＝保険料 支払者	被保険者	受取人	死亡時	年金受取時	年金受取開始後 一括請求
夫	夫	妻、子	相続税 (年金受給権評価額)	2年目以降 所得税（雑所得）	所得税 (一時所得)
夫	妻	子	贈与税 (年金受給権評価額)		
夫	妻	夫	—	所得税（雑所得）	

Thinking time !

自分の生命保険や年金保険の登場人物を確認して税金の扱いを知っておきましょう。

自分の加入している保険

- ・自分や家族が関係している生命保険、個人年金保険、収入保障保険の契約者、被保険者、受取人を正しく言えますか。書き出して一覧表にしてみましょう。（たくさんあれば）

税金

- ・その上で、どういう税金がどういう場合にかかってくるのか理解しておきましょう。
- ・個人年金保険の贈与が贈与税課税になるとどうなるかを考えてみてください。（次回説明します）



業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

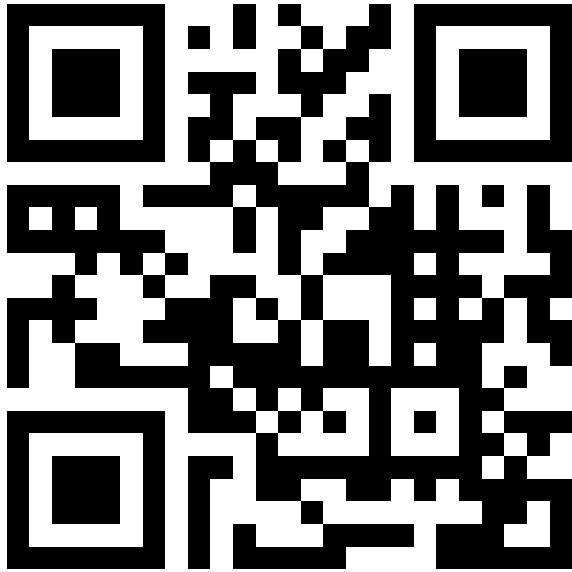
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

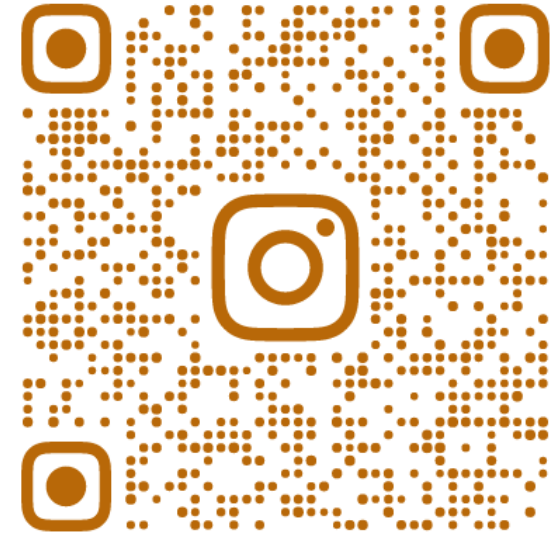
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN